

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 西目地域協議会
開 催 日 時	平成23年6月30日(木) 午後3時00分
開 催 場 所	西目公民館シーガル講堂
出 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
欠 席 者 氏 名	池田鉦三、加川一男、鷹島長一、佐々木孝悦、伊東順子、鈴木優子
会議次第 1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 協 議 ・公の施設使用料の見直しについて……………資料1 ・幼稚園バスの有料化について……………資料2 4. 報 告 ・由利本荘市役所本庁舎の耐震化 「西目総合支所庁舎への教育委員会移転」について…資料3 参考資料 ・由利本荘市消防庁舎建設事業について……………追加資料 5. そ の 他 ・「再来受診用受付システム構築事業」について……………追加資料 6. 閉 会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

◆出席者・欠席者名簿

(委員出席者21名)

No.	委員区分	氏 名	出席	欠席	備 考
1	1	三 浦 金 夫	○		
2	1	藤 田 博	○		
3	1	齋 藤 博 明	○		
4	1	三 浦 司	○		
5	1	池 田 鉦 三		○	
6	1	岡 田 豊	○		
7	1	今 村 浩 一	○		会 長
8	1	佐々木 與 孝	○		
9	1	加 川 一 男		○	副会長
10	1	渡 辺 耕 一	○		
11	1	加 藤 勝 栄	○		
12	1	佐々木 久 尚	○		
13	2	畠 山 博	○		
14	2	長 根 サ 力 工	○		幹事
15	2	森 井 安 子	○		
16	2	柴 田 春 夫	○		
17	2	齋 藤 久	○		
18	2	齋 藤 栄 一	○		
19	2	池 田 義 夫	○		
20	2	鷹 島 長 一		○	
21	2	佐々木 孝 悦		○	
22	3	須 藤 紘 之	○		幹事
23	3	伊 東 順 子		○	
24	3	清 橋 一 広	○		
25	3	鈴 木 優 子		○	
26	4	佐 藤 征 男	○		幹事
27	4	池 田 穎 生	○		
計			21	6	

※委員区分は条例第5条の区分に従い番号を記入

◆由利本荘市出席者名簿

(市出席者21名)

役 職	氏 名	備 考
総務部危機管理監	伊 藤 俊 彦	
総務部次長	大 庭 司	
総務課参事	高 橋 進 一	
行政改革推進課長	佐 藤 晃 一	
行政改革推進課主任	福 井 真 吾	
生涯学習課参事	豊 嶋 喜 一	
消防本部消防長	伊 藤 敬 一	
消防本部政策監	工 藤 康 治	
消防本部次長	佐々木 輝一	
消防本部総務課主席参事	畠 山 操	
西目総合支所長	菊 地 弘	
西目総合支所振興課長	佐々木 政徳	
西目総合支所市民福祉課参事	齋 藤 文 子	
西目総合支所産業課長	佐 藤 助 雄	
西目総合支所建設課長	遠 藤 利 夫	
西目教育学習課長	田 仲 淳 子	
西目幼稚園参事兼園長	石垣 富士子	
西目教育学習課主任	石 塚 環	
西目総合支所振興課参事兼課長補佐	遠 藤 正 人	
西目総合支所振興課主査	加 藤 弘 貴	
西目総合支所振興課主査	佐 藤 勇 輝	

会議の経過

第1回 西目地域協議会

平成23年6月30日(木)

午後3時00分 開会

○佐々木振興課長

委員の参集状況と会議の開催要件を満たしていることを報告し、地域協議会の開会を宣言。

新たに委員を委嘱され、今回の協議会から出席することとなった1番三浦金夫委員、27番池田顕生委員を紹介する。

○今村会長あいさつ

お忙しい中、今年度第1回目の西目地域協議会に出席くださりましてありがとうございます。町内会長の皆様につきましては先の定例連絡会議に引き続きの会議でお疲れのところではありますが、宜しくお願いしたいと思います。先程佐々木振興課長からご紹介がありまして、出戸町内会長さんの三浦金夫さんと公募による委員の池田顕生さんをお迎えすることとなりました。新しいメンバーも加わりまして、西目地域協議会がより一層充実した活動ができることを期待しているところでございます。今日の案件を見ますとなかなか難しい問題もあるようです。委員の皆様には積極的なご意見、発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木振興課長

ありがとうございました。地域自治区の設置に関する条例第9条第4項により会議の議長は会長が務めることになっておりますので、今村会長様から進行をよろしくお願いいたします。

○今村会長

それでは、私から進めさせていただきます。次第に従いますと3番の協議になりますが、時間の配分を考慮いたしまして、次第4番の報告を先に行いましてから協議に移りたいと思います。

報告案件は二つございますが、ひとつめ由利本荘市役所本庁舎の耐震化「西目総合支所庁舎への教育委員会移転」について総務課から説明をお願いします。

○大庭総務部次長兼課長

総務課長の私でございます。私のほうから説明させていただきます。

右上に「資料3」とあるものが説明資料になります。また先程お配りしました「参考」と記載のある資料がありますが、はじめにこの資料に従ってご説明いたします。これまで本庁の耐震化について進めて参りましたが、資料の(1)③にあるとおり議会の一般質問で長谷部市長が「新庁舎は建設せず、現庁舎を補強する方向で検討したい。」と答弁しております。しかしながら本庁舎の耐震診断では厳しい結果が出ておりまして、耐震補強をしなければならない現状にあります。資料に魁新聞の6月1日号の写しをつけてあります。皆様既にご覧になった方もいらっしゃると思いますが、耐震化のため一部部署を西目支所に移すという見出しでございます。市では耐震補強に合わせ、一部の部署を西目総合支所へ移す案を検討していることの記事であります。業務を続けながらの補強工事ができないこと、補強材のスペースを確保する必要があることから、本庁舎の側に分庁舎を建設する案を当初示してありました。ところがその後の大震災を一つの契機とし工事を前倒しすることができないかを検討するなかで、西目総合支所活用案を6月の定例会で報告するに至りました。本庁舎は1969年の建築で、先の耐震診断で補強が必要とされました。補強材の設置によりフロアが仕切られて動線が悪くなります。資料の写真をご覧いただくとおり振動を吸収する補強材を内部のあちらこちらに入れることとなりますが、これにより執務室が狭くなります。もう一枚の写真をご覧いただくとおり本庁舎

は梁が建物の外側に露出していませんので、内部での補強が必要な構造となっております。早期の耐震化が必要という認識のもと、分庁舎建設案を一端凍結し、4月27日に設置した部長級の庁舎活用検討委員会で以前から空間の活用を考えられていた西目支所庁舎が本庁舎からの距離も近く、活用できるのという結論に至りました。西目庁舎の活用により3億円から4億円の分庁舎建設費が不要になります。それではどこの部署が西目支所に移るかですが、合併時から由利本荘市は分庁方式をとらないことを約束として参りました。今回財政的な面も考えながらどのようにしたら望ましいかを検討いたしまして、教育委員会を候補とするに至りました。教育委員会は現在第二庁舎にありますが、そのあとには建設部が入るのが職員数からも収まりが良いという結論になりました。資料3にはこれらの経緯、検討内容、方向性が記されております。(1)の「経緯」をご覧くださいますと当初分庁舎の建設を計画していたこと、大震災により耐震化を急がなくてはならないことと非常時のリスクを分散化する必要があることの再考を要するに至ったこと、そして支所庁舎活用検討委員会の協議実施について記載してあります。(3)の「方向性」のところをご覧ください。西目支所には現在33名の職員がおりますが、さらに40人程度の入居が可能であると考えております。また市の組織機構から考えまして、教育委員会の入居が利便性の低下を招かないと思われることや第二庁舎には現在分散している建設部が入居するのが望ましいということ。また岩城、東由利庁舎については今後消防分署建て替えとの兼ね合いで活用可能なことが方向性として導かれてきております。資料3の二枚目をご覧ください。岩城、西目、東由利庁舎の現状のデータが記されております。西目庁舎は平成13年建築で床面積約3000㎡、職員数が17年度は58人、現在は33名で25人少なくなっています。二階のスペースを使用すると40人は入居できると考えています。また本庁舎からは7kmの距離しかなく、車で10分程度であります。このことから外の2つの庁舎よりも本庁舎との一体性が確保できるのではないかと考えております。資料の次のページをご覧ください。西目庁舎の見取り図ですが、現在の応接スペースや第1、2、3会議室を活用すれば40人は入居できると考えております。資料の次のページをご覧ください。第二庁舎と西目庁舎との比較の資料です。床面積は西目庁舎が2倍ほどあります。耐震の面でも阪神淡路大震災規模の耐震構造になっているということです。また各部署の人員についてですが、建設部が40人で、教育委員会が37人ですので、先程申し上げましたとおり教育委員会が西目庁舎に入ることによって従来の教育委員会のところに建設部が入ることも可能となっています。資料の次のページですが、各建物と部署の人員について書いてあります。本庁舎と広域行政センターでは平成23年4月1日には289人であった職員数が平成24年4月1日には251人になる予定です。同じように新たにオープンする文化交流館カダレーは7人から来年度は18人、第二庁舎は建設部が入ることにより44人から42人、西目庁舎は教育委員会が入ることにより33人から73人になります。この度の本庁舎耐震化に伴う人員の新配置は以上のとおりになります。来年の3月20日以降に引っ越しの作業に入りたいと考えておりまして、4月1日はこの体制で迎えたいと思います。4月の早い時期に耐震化の工事にかかりたいと考えております。西目地域の皆様にとりまして、西目支所が狭くなりこれまでの支所の機能に影響があるのではないかという不安があるかと思えます。これにつきましては、現在の執務スペースは確保した上で教育委員会を配置したいと考えておりますので、どうぞ仲間にいていただきたいというお願いでございます。ご承知のとおり、西目庁舎2階の旧議場や会議室が使用可能な状態ですので、スペースの確保は可能と考えております。どうぞご理解をいただき、ご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○今村会長

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問や確認したいこと等ございましたらお願いいたします。A委員どうぞ。

○A委員

説明をお聞きしまして、西目庁舎を活用していただくことは大変良いことと思います。ただ、合併前私たち町民は、公民館シーガルもそうですし、役場庁舎も大変苦勞して建設しました。町民が頑張って造った建物に単に近くにあるからといって本庁から安易に入居するのは少々疑問を感じます。このように感じる住民もいるということも考えていただきたい。公民館シーガルもたくさんの団体に利用されています。これもありがたいことですが、申し上げたとおり合併前に町民が大変苦勞したなかで建てられたものあることを覚えておいていただきたい。以上です。

○今村会長

その点について何かございましたらお願いします。

○大庭総務部次長兼課長

そのような想いについては重々承知いたしております。

先程申し上げましたとおり、従来の総合支所としての機能が庁舎の役割であるということを理解したうえで、この度の教育委員会の入居でありますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○今村会長

A委員よろしいですか。

外にご質問等ございましたらお願いします。B委員どうぞ。

○B委員

市長や議会で決定したことに意見しても仕方のないことと思います。

空き部屋の活用は進めるべきですし、歓迎することだと思います。ですが先程の説明で、第1、2、3会議室の活用ということでしたが、常時執務室として使われることになりますと地域の大勢が集まる会議を開催する部屋がなくなります。第1、2、3会議室は空けておいてほしいと思います。

○大庭総務部次長兼課長

第1、2、3会議室の活用というのは例として述べたにすぎません。これから総合支所長はじめ様々な意見を聞いて煮詰めていく予定でおります。いずれ庁舎二階の利用頻度の低い会議室を検討いたしますのでご理解をよろしくお願いします。

○B委員

もう一点、本庁舎の耐震化にはどの程度予算をみているのか、またそれによりどの程度の耐用年数になるのか、また新庁舎を建設するとどの程度の建設費になるのかをお聞きしたい。

○今村会長

回答をどうぞ。

○大庭総務部次長兼課長

本庁舎の耐震化にかかる予算は、概算ですが工事費で約2億円。引っ越しの費用や配管などの付随した経費を含めると3億程度かかると予想しておりました。設計業者によると、これによって10年から15年は大丈夫であろうと言われております。新たに建設するとなると、どの程度の庁舎を建設するかによりますが、数十億円はかかると思います。規模や内容によりますが十億円単位というとても費用になります。そこでこの度は耐震化により現庁舎を使い続けるという決断となりました。

○B委員

よく費用対効果という言葉を使いますが、耐震化に3億円かけて15年程度使用するのと、数十億円かけて新築し、40年くらい使うのでは、やはりこの度の判断が安上がりなのですか。

○今村会長

回答をどうぞ。

○大庭総務部次長兼課長

安上がりかどうかという議論になると色々な考え方があると思うのですが、現在由利本荘市には庁舎を新築する自己資金がありません。庁舎の建設には補助金も殆ど見込めませんし、大凡半分かくらいは自己資金がないと建設する方向になかなか議論を進められないのが現状です。新庁舎建設は財政的に外の部分にしわ寄せがいくことになり市民サービスの低下に繋がります。このため現段階では耐震化したほうが良いという結論に至りました。

○B委員

わかりました。

○今村会長

ありがとうございました。外に質問等ございませんか？

いろいろと難しい意見も出たようですが、委員の皆様から発言はありませんでしたが、西目地域に市の教育委員会が移ることを歓迎しているところであると思います。

西目の施設を選んでいただきましてありがとうございました。33名の職員が約倍になるということは西目地域の活性化にもなりますし、苦勞して建設した施設が有効に活用されることは喜ばしいことであると思っております。旧来から西目町は教育に熱心な町でありましたので、市の教育委員会が西目地域にあるといのは大変うれしいことではないかと思います。

外に質問、確認事項ありませんか？C委員どうぞ。

○C委員

現在の支所職員が33名であり、教育委員会職員が40名ということですので、こちらの職員の方が多いということですね。良いことだと思いますが、西目支所に新たに勤める職員のみなさんには、職場が本荘地区から西目に移ったというだけでは地域の住民は受け入れられないと思います。地域の行事やボランティア活動などに積極的に参加して地域を盛り上げていただきたいと希望いたします。

○今村会長

大変貴重なご意見ありがとうございます。大庭次長どうぞ。

○大庭総務部次長兼課長

地域の皆様にあたたかく迎えていただけることに大変感謝いたします。来年4月1日には先程説明いたしました体制をとっていきたいと思いますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○今村会長

ありがとうございました。それでは報告事項の1つめをこれで終わらせていただきます。次に由利本荘市消防庁舎建設事業についてについて消防本部から説明をお願いします。

○伊藤敬一消防長

消防本部の伊藤でございます。本日は説明の機会をいただきましてお礼申し上げます。また資料が本日の配布になりましたことをお詫びいたします。

これまで消防本部の考え方といたしましては、中心市街地の美倉町文化会館跡地が最適であるとして建設計画を進めて参りました。市議会には専門家の意見を参考に十分説明しておりますが、議員各位より市民の皆様にも消防の基本的な考え方を幅広く説明するようにとのご意見を賜っております。また市長からも市民の皆様にも十分に説明するよう強く言われております。これを踏まえまして、6月27日には美倉町を含む本荘中央地区の18町内会を対象に説明会を開催しております。今後順次各地域においても、地域協議会などで説明して参りたいと考えております。消防本部といたしましては、この度の東日本大震災の津波被害を参考に千年に一度と言われております最悪の津波被害に備えるとともに、火災や救急など常に起こりうる命の危険からできるだけ多くの市民を守りたいと考えております。計画中の消防庁舎は鉄筋コンクリート造3階建てですが、津波の対策としては1階の車庫部分の天井が高く、3階とはいえ4階建て相当の高さがあります。通信指令機器、非常電源装置などの重要機器を高所に配置します。合わせて津波発生の際は高

台への避難が原則であります。避難が難しい人々のための避難場所としての役目も持たせたいと考えております。また市民に身近な活動といたしまして、防災展示コーナーを設ける等防災講習を行えるような庁舎にもしたいと考えております。なお詳細につきましては佐々木次長から説明申し上げます。

○佐々木消防本部次長

消防本部次長の佐々木でございます。この度は説明の機会をいただきましてありがとうございます。資料は1と2がございますのでご確認ください。お手元の資料はこれまで市議会はじめ市民の皆様への説明会を7回行っておりますが、その際の資料の一部になります。

現在の消防庁舎は建築後40年以上が経過しており、大変老朽化が激しく、平成22年度に耐震診断を実施した結果構造判定耐震指数0.259という結果がでております。この値0.3未満は地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いというものです。具体的には震度6強で倒壊の恐れがあるということです。これを鑑みまして消防庁舎の建設にあたっては建設候補地といたしまして、美倉町文化会館跡地、現消防庁舎周辺、石脇田尻国療跡地の3箇所を比較検討して参りました。その結果、市街地域の火災防御、全地域へのアクセス、増加する救急需要を考慮し、美倉町文化会館跡地が最適な候補地と判断して計画を進めて参りました。しかしながら3月11日に発生した東日本大震災の津波被害が甚大であったことから、新たな建設候補地として高台の検討も必要となりました。日常的な消防活動を考慮しながら有識者の意見も交えて再度検討を行った結果、改めて中心市街地である美倉町文化会館跡地が最適地と判断したところでございます。資料の2ページ目をごらんください。消防庁舎建設のコンセプトとあります。1つめに防災活動拠点としての整備として4項目あげてあります。2つめに総合訓練施設の整備として3項目あげてあります。3つめに人と環境に優しい消防庁舎の整備として5項目あげてあります。次に消防庁舎建設基本計画でございますが、こちらは資料2を参考にしてお聞きいただきたいと思います。用地は6000㎡以上を検討しております。消防庁舎の敷地に約2500㎡、訓練棟敷地に約2300㎡、駐車場敷地に1200㎡が必要な面積の内訳になります。建物は鉄筋コンクリート3階建て耐震構造、一部免震構造。消防に重要な通信設備等を免震構造に設置したいと考えております。事業費は18億円ですが、市の財政事情を考慮いたしまして、合併特例債を使って事業を進めたいと考えております。資料の3ページをご覧ください。消防庁舎の想定規模を記載しております。本部、消防署の延べ面積3500㎡、訓練棟主塔150㎡、副棟100㎡、配資材倉庫250㎡、置車両は17台、配置人員は本部23名、消防署55名であります。庁舎主要諸室の構成ですが、3階に消防本部と、会議室が大小ございます。260㎡程の大会議室を考えておりまして、150名くらい収用可能な会議室であります。災害時には避難場所としても使用可能な会議室を考えております。1階は約1500㎡でこれには車庫、市民向けの展示ホール等を考えております。2階部分900㎡で消防署の事務室を置く計画でございます。その他塔屋でございますが、電気設備、機械設備、非常用発電機等重要な設備は屋上に設置する予定です。整備のスケジュールですが今年度基本設計を、来年度実施設計を組む予定であります。平成25年度から建設工事に入りまして、平成26年度半ばには完成したい。と考えております。資料の4ページをご覧ください。津波対策に関する有識者の意見を記載しております。お一方は秋田大学大学院工学資源学研究所松富英夫教授、もう一方は秋田県立大学システム科学技術学部小林淳学部長でございます。6月の13、14に直接意見を伺いましてお聞きした内容をまとめてあります。(1)の松富英夫教授のご意見について掻い摘んで説明申し上げますが、①佐渡島北方沖と秋田沖、日本海中部の連動型の地震が発生した場合、非常に大きな地震になるということをお話されました。また③今回の東日本大震災におけるリアス式海岸の三陸海岸では20メートル、平滑な海岸線の仙台平野では10メートル弱の津波であったということでした。④平成9年の秋田県地域防災計画は秋田沖を想定しており、連動地震を考えますと想定より大きくなる可能性があります。現在県ではその研究を進めておりまして、新しい地域防災計画が2～3年後改定されるということをお伺っております。⑤津波発生時に最も重要なことは高台に早く避難することであることもお話しされております。(2)小林淳学部長のお話しですが、消防庁舎を美倉町に建設す

る場合、どのような構造にしたらよいかのご意見を伺いました。①1階の車庫ですが、吹き通し構造にしたほうが良いのご意見でした。津波が通り抜ける効果があるためです。②構造は3～5割増しの強度の鉄筋コンクリートとし、洗掘にも耐えられる基礎にするようにとのことでした。③美倉町は液状化の対策も考えなければならないが、岩盤まで杭を打つことで対応可能とのご意見です。⑥日本海側ではそれほど大きな地震があったという記録がないため、日本海中部を想定した堤防構築等ハード面の整備と、これを超える津波には高台に住民を避難させる等のソフト面に対応するしかないということでした。また大変貴重な意見として伺ってきたのが、⑤消防庁舎を高台に設置することは、それによって火災や救急等の通常業務において失われるものが大きくなるので、よく考慮した上で建設場所を選定するようにということでした。資料の5ページをご覧ください。津波被害の発生と消防庁舎建設について記載しております。今回専門家の先生方の意見を参考にいたしまして津波想定を作成しております。第1段階として県の地域防災計画を想定した津波を5メートルと設定しました。第2段階としまして、東日本大震災を参考にし、10メートルと設定しました。この2段階を設定してどのような対策を講ずればよいかですが、資料の(2)津波被害対策の箇所をご覧ください。①1段階について影響は低いと考えられます。②第2段階では1階の浸水があり得ますが、1階車庫部分を津波が通り抜けやすい構造とし、先程説明いたしましたようにコンクリートの厚さを強固なものとして水圧に耐える庁舎といたします。③車庫は大型車両を格納する関係から天井高は6メートルと設計しており、一般的な2階建ての高さになります。そして④重要な機器は3階に設置し、電気設備は塔屋に設置いたします。⑤3階には地域住民の緊急避難場所を兼ねた会議室を設ける。⑥1階の車庫の車両は高台に集結して災害対応にあたる。⑦消防署に配置している消防車両は一部を分署に配置してリスクの分散をはかる。以上です。資料の6ページには日本海沿岸の津波についての歴史を記載しておりますので参考にご覧下さい。以上で説明を終わります。

○今村会長

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問や確認したいこと等ございませんか。この件については我々の安全に係わりある内容でございます。ご意見はありませんか？B委員どうぞ。

○B委員

一部免震構造とお聞きしましたが、もう一度説明願います。

○佐々木消防本部次長

一部免震構造としましたのは、資料3ページをご覧くださいと3階に通信司令室、サーバ室等を設置してあります。これらは消防のいわば心臓部であります。津波によって浸水しますと使用不可能となりますので、上層階に配置し、また直下型地震にも耐えられるよう免震構造といたしました。

○B委員

もう一点ですが、中心市街地が望ましいということからも文化会館跡地が最適ということでしたが、これまでの説明で議会の賛同をえられなかった場合は候補地の変更もありうるのでしょうか？

○伊藤敬一消防長

お答えします。これまで議会にも十分説明申し上げてきたところでございますが、やはり東日本大震災の津波被害の影響が大きく、また文化会館跡地が子吉川に近いということから懸念する意見もありました。また早急に結論を求められても困るといったところもあろうかと思えます。時間をかけて結論を出さなければならないということですし、広く市民の皆様には消防の考え方を説明してご意見を伺うようにとの意見もございました。これらを参考にして消防本部といたしましては先程から説明しております美倉町文化会館跡地が旧本荘市街地のみならず周辺地区へのアクセスも考えて、最適であるという見解を議会でもお話ししております。根拠を提出して時間をかけて説明したいと思えます。

○B委員

それでは議会の賛同を得られるまで続けるということですか？

○伊藤敬一消防長

そういうことであります。ご理解をお願いしたいと思います。

○B委員

わかりました。

消防庁舎は10メートルの津波にも耐えられるような造りになるということですね？

○伊藤敬一消防長

津波の高さが10メートルと想定しますと、標高が6メートルくらいありますので、4メートル程度になります。1階車庫が6メートルの高さがありますので余裕があると考えております。

○今村会長

ありがとうございます。外にありますか？D委員どうぞ。

○D委員

先程の回答にありました標高についてですが、子吉川には水が入ってきやすい状態で、しかも美倉町の近くを流れております。この度のような震災は千年に1回か五百年に1回あるかわかりませんが、天災は何時起きてもおかしくないと思います。そんな中で現在の候補地で進めていくということのようですが、標高6メートルということで10メートルの津波で1階の浸水は想定しているようですが、そのあたりの議論は尽くされているのでしょうか？

○今村会長

その点につきましてどうぞ。

○工藤康治消防本部政策監

消防本部の工藤と申します。ただ今のご質問につきましてお答えします。美倉町の標高は6.2メートルあります。新庁舎の設計は1階が6メートルの車庫です。2階は12メートルの床になるような設計です。10メートルの津波ですと1階は浸水してしまいますが、水が抜けるような構造にしたいと考えております。マグニチュード7.7の日本海中部地震のデータから、第1段階では5メートルとしたところです。想定される最高として第2段階を10メートルとしたところであります。また酒田では連動型の地震があった場合、8.5規模の想定をしておりますが、4メートルという調査結果があります。我々の新庁舎の設計も第1段階、第2段階に耐えうるような強度な構造にしたいと考えております。

○伊藤敬一消防長

少し補足いたします。10メートルの津波が日本海沿岸に来た場合、海岸から陸上へ押し寄せるに従って高さが逡減します。河川を遡上する場合は10メートルの場合、文化会館周辺は標高6メートルですから4メートルの波が乗り越えてきます。4メートルまでは浸水しますが、車庫の高さが6メートルですので十分余裕が有るということであります。

○今村会長

ありがとうございます。D委員よろしいですか？

○D委員

説明ではそのようになるのかもしれませんが、想定外ということも当然あると思います。ですから議会でもそのような心配をしているのだと思います。そういった心配を克服しなければ全員賛成は得られないと思いますが、どこまでも現在の考えでいくのですか？

○今村会長

どうぞ。

○工藤康治消防本部政策監

消防署を設置するときには消防力の整備指針を基本にしております。この目標とするところですが、人口

密集地に消防署を設置することにより出勤から6分30秒までに放水開始して一棟の火災に食い止める。距離にして3キロメートル以内といわれています。先の地震の影響で津波対策ということが言われてはおりますが、人命、財産を救うための初期消火、救急のために大切なことは何か、設置場所を高台にすることによって平常業務に生じる高いリスクのことも考えなければなりません。総合的に考えまして設置場所は中心市街地とし、またアクセスの問題や分署との連携を考慮して設置場所を選定するのが我々の基本的な考えであります。

○D委員

出勤頻度が高いのは救急、火災であり、対して津波は少ないと思いますが、被害が一番大きいのは津波だと思います。そのあたりを議会で理解を得られるような説明が必要だと思います。

○工藤康治消防本部政策監

仰るとおりと思います。地域協議会での説明、地域住民への説明会をしっかり行い、またその声を議会にも伝えながら理解を得られるよう最善をつくしたいと思います。

○今村会長

外にご意見など無いようですので、以上で報告を終わりにしたいと思います。

ここでご説明をいただきました本庁の皆様が退席いたします。丁寧なご説明ありがとうございました。大変おつかれさまでした。

では次第の3番の協議に移りたいと思います。はじめに「公の施設使用料の見直しについて」行政改革推進課より説明をお願いいたします。

○佐藤行政改革推進課長

行政改革推進課長の佐藤と申します。私から公の施設使用料の見直しについて説明させていただきます。資料は予め配布しております資料のほか、本日配布いたしましたA4の追加の資料もございますのでご確認ください。

公の施設の使用料の問題は大きく3つございます。はじめに公の施設とは何かということですが、地方自治法244条に定義がありまして、いわゆる公共施設をさしております。住民の福祉の増進に寄与する施設ということです。現行の使用料の問題点について資料にあげてあります。1点目が同じような施設なのに料金に差があるということです。現行の使用料が旧市町の内容を引き継いで運用しているため、単価や減免規定に不均衡が生じている状況でございます。2点目ですが、どんな計算で料金が決まったのかわからないということがあります。現行の利用料は旧市町で近隣類似施設の利用料を参考に決定してきた経緯があり、算定の根拠が統一的に整理されていない状況にあります。3点目ですが、特定の人しか利用しない施設でも、市の税金でまかなわれているというご意見をいただくことがあります。公共施設を利用する人とならない人の負担の公平性を確保するため利用者に応分の負担を求めていく必要がある。以上3つの問題がある公共施設の利用料ですが、昨年3月に策定しました市の第2次行政改革大綱それから公の施設の見直し計画につきまして議会へも説明を行いまして了承を得ているところです。その中で使用料の見直しについては分かりやすい料金体系と利用しやすい条件設定にするために見直しを図るとしております。見直しの対象となった施設は131あります。資料の4ページ以降に載せてあります。7ページをご覧ください。対象施設のうちスポーツ・レクリエーション施設が90施設、公民館などの文化教育施設が41施設という状況です。使用料の見直しの作業にあたりまして、市では昨年7月にワーキンググループを設置いたしました。資料の8ページから10ページまでその活動について記載しておりますとおり、ほぼ毎月計10回開催しております。関係する施設を多く抱えているということから教育委員会が主導となって進めてきました。ワーキンググループでは市の実情を考慮しながら県内の市町村、隣県の自治体の資料を広く取り寄せまして他市の状況を参考にしながら本市に合った利用料の見直しの考え方を整理しました。では見直しの作業をどのように行うかですが、3つの大きな方針を定めました。第1点目は料金体系の統一化と簡素化を図るということです。

現行料金体系は、同じような施設なのに利用時間区分が異なり複雑化していることから、1時間あたり幾らというように統一化と簡素化を図るというものです。現行の使用料については資料の39ページから記載してあります。日新館、西目公民館等ありますが、時間区分や利用料が施設毎に異なり、大変複雑になっております。これらの簡素化を図りたいということでございます。方針の第2点目ですが、原価計算に基づく使用料単価の設定であります。先程申し上げましたとおり現在の料金設定が旧市町当時に近隣類似施設を参考に定めた経緯がありまして、算出根拠が明らかでない状況です。そこで施設の維持管理にかかる経費などから基礎となる1時間あたり、あるいは1㎡あたりという単価を統一して使用料算定の根拠にしたいということでございます。具体案として資料の12ページに原価の費用算定を載せてあります。施設運営に要する費用からは建設費用は除いてあります。維持管理にかかるランニングコストを対象としております。13ページには計算式を載せてあります。先程申し上げました1時間あたり、1㎡あたりという単位の計算方法ですが、こういった考え方が多くの自治体で採られています。方針の第3点目ですが、使用料において税金で負担する割合と利用者が負担する割合を明確にすることです。資料の14ページをご覧ください。施設ごとの公費負担割合と受益者負担割合について記載してあります。公益性の高いサービスを提供する施設では利用者負担を少なくし、民間にもあるサービスを提供する施設では利用者負担を高くするという考え方です。例えば入浴施設がありますが、利用者負担割合は100%、公民館などは50%という考え方です。このような考え方も多くの自治体で採用されて使用料を計算しています。続いて使用料の減額、免除制度の整備ですが、資料の19、20ページをご覧ください。ここにありますように10割、5割という免除、減額の基準の検討を進めてきたところです。これまで減免の基準が明確になっておりませんでした。この度使用料の見直しと併せて減免制度のあり方、基準の検討整理をさせていただきます。では実際の使用料の案ですが、資料の30ページからをご覧ください。生涯学習課所管の施設について記載があります。各施設の維持管理にかかる経費や面積に対して、1㎡、1時間あたりの原価を施設毎に計算しました。その結果が32ページになりますが、28施設の平均をとってみますと1㎡1時間あたり4.2円という額になります。この単価をベースにしまして、施設の使用料を計算した結果が、39ページにあります。現行と改正案を載せてあります。

部屋の面積に4円の単価を掛けまして利用料を算出後、先程説明いたしました公費負担、受益者負担の割合を掛けます。例えば西目公民館シーガルの講堂であれば、受益者負担割合50%で1時間あたりの使用料は820円になります。受益者負担100%の金額も記載しておりますが、これは資料の43ページにあるとおり市外在住者、営利目的者、宴席使用者については100%徴収したいということでありまして。以上公民館施設についての説明でしたが、スポーツ施設につきましては資料の33ページをご覧ください。体育館につきましては先程と同じような考え方で単価を算出いたします。B&G西目の体育館は1時間あたり400円となります。このように統一を図っていきたくて考えております。資料の34ページ以降にありますようにソフトボール場とか、テニスコートとか格技場につきましても同様の考え方に基づきまして統一料金を徴収していきたくて考えております。中には逆に使用料を徴収することが維持管理費の掛かり増しになると判断される施設もあります。これら施設につきましては無料にする場合もあります。以上の内容を市議会にも6月10日に全員協議会において説明いたしました。各地域協議会にもこうしておじゃまして説明の機会をいただいております。新しい利用料案につきましては来年の4月1日から施行していきたいということを9月市議会で条例改正案を提案する予定です。皆様にはご理解をいただきながら、いただいた意見を審議いたしまして、対応できるところは対応していきたいと思っております。来年3月までを説明、周知期間としまして、先程お話ししました減免の登録の手続きも条例の改正と併せて進めていかなければならないと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○今村会長

ありがとうございました。ただ今説明が終わりましたが、委員の皆様から意見やご質問がございましたらお願いします。A委員どうぞ。

○A委員

私は芸文協の代表としてこの会に出席しておりますが、現在は公民館シーガルを使用しても使用料を払っておりません。資料を見ますと1時間あたりの使用料の記載がありますが、19ページには団体に対する減免について書かれてあります。芸文協や現在無料で使用している団体の利用料は免除されると考えてよいのでしょうか？

○今村会長

回答をどうぞ。

○佐藤行政改革推進課長

お答えしますが、資料19ページにあります減免基準ですが、ここにある「当該施設の管理運営団体が公共目的で使用する」というのは、具体例を申し上げますと、指定管理者制度をとっている施設の指定管理者が公共目的のために使用する場合などです。ご質問の芸文協の場合は市との共催事業であれば共催願いの手続きを経たうえで、減免をうけられる場合もあります。また恒常的利用団体への配慮ということですが、市の社会教育関係団体についてこれまで使用料について配慮してきた経緯があります。一定の要件を備えた団体について減額免除団体として登録していく必要があります。

○今村会長

A委員よろしいですか。

○A委員

現在地区には芸文協も含めて、公民館シーガルを無料で使用している団体がありますが、それらは減額免除団体の登録をすればこれまでどおり無料で使用できると考えてよいのですか。

○豊嶋生涯学習課参事

生涯学習課の豊嶋と申します。私からお答えします。資料の20ページをご覧ください。社会教育団体についての記述があります。社会教育団体として登録された場合は5割の減額になりますので、免除ではなく半分は負担していただくことになりますのでご理解いただきたいと思います。

○今村会長

A委員よろしいですか。

○A委員

西目には由利本荘市で唯一の劇団があります。以前は外の地区にもあったようですが現在ではなくなっていました。彼らは年1回の公演のため、ある期間毎日のように公民館で練習をします。毎回利用料がかかることになったとき、活動できなくなるのではないかと心配です。特例や例外を認めてしまうと際限なくなることはと思いますが、利用料の負担によって団体自体が消滅してしまうことが危惧されます。こういったところも考えていただきたいと思います。

○今村会長

ただ今の発言と関連することですか？E委員どうぞ。

○E委員

婦人会のEといいます。資料には「特定の人しか利用しない施設でも、市の税金でまかなわれている」といった記述がありますが、団体外の大勢の方のための活動にかかわる会議を行っています。そういった活動に必要なから会議を開くのに、その都度料金を納めなければならないのは大変です。活動内容が公益的なものに係わる会議は利用料を免除とし、その他の場合は有料にするのだと考えてよいですか？

○今村会長

どうぞその点についてお願いします。

○佐藤行政改革推進課長

冒頭に申し上げましたが、この度の使用料の見直しの目的というのは、使用料の統一をはかることです。また統一化における使用料の算出にあたっては原価計算という意識をもって整備していかなければならないということです。また施設を使用する人としらない人における不公平感を解消しなければならないということから原則的に利用者には応分の負担を求めていくということです。なお使用料の算定には現状の使用料を大きく上回らないようにすることで作業を進めてきました。中にはこれまでより使用料が低くなった施設もありました。また使用料を減額、免除する際の要件や減額の規模についても統一したルールを決めていかなければならないということ、さらに利用機会の公平性、利用者から応分負担をいただいて、市全体の公共施設を地域の枠を超えて利用できる体制を整えていかなければならないということでもあります。いずれにしても減額免除の要綱、要件につきましては現状を大きく損なうことの無いような配慮をして設置しようということでございます。

○今村会長

E委員どうぞ。

○E委員

金額的にも大きいと思いますがどのようにして設定したのでしょうか。5割であっても複数回使用するとかなりの額になると思います。

○今村会長

どうぞ回答をお願いします。

○豊嶋生涯学習課参事

金額につきましては先程行政改革推進課長から説明いたしましたとおり、市内の類似施設の現状から平均化して1㎡あたり4円の結果が出ています。これを施設の部屋の床面積に掛けまして、更に受益者負担割合を掛けた結果になります。資料の40ページに載せてありますようにシーガルの講堂であれば1時間あたり820円になります。現行8,000円の時間帯であれば3時間で2,460円ですので安くなります。ただし、現在無料で使用している団体につきましては大変かもしれませんが、減免登録されますと半額になります。このようにして料金を設定しております。以上になりますが、ご理解お願いいたします。

○今村会長

E委員どうぞ。

○E委員

そうしますとこれまで使用してきた団体は公共施設を使えなくなると思います。施設があっても利用する人が居なくなるということもあると思います。そのような事態を考慮してもなお使用料をとらなければならないのでしょうか。

【「団体の活動をやめろということだろう。」と呼ぶ者あり】

○今村会長

ちょっとお待ち下さい。F委員どうぞ。

○F委員

色々なサークルが公共施設を使用して活動している現状において、地域の活性化ということも考えていただきながら、有料化するという事で一律の線引きをせずに弾力的な考えはできないのでしょうか？実際にこれまで同じ団体が持続的に施設を無料で使用してきましたので、柔軟な取り扱いはできないものですかね。

○今村会長

G委員どうぞ。

○OG委員

はじめに資料を見せていただいたとき、建前しか書かれていないように感じました。利用者負担は大きく

ならないような説明でしたが、数百万円の増益の見込みですよ。本音はお金が欲しいから値上げするわけでしょう。そうでなければ今まで無料であったものを合併後もずっとそうしてきたものを今更なぜこうするのか。昨年から検討してきたということですが、取り扱い部署は行革でしょう。行革ということは目的が削減でしょう。違いますか。皆さんから理解を得たいというのであれば、お金が足りない、このままで行くと早晚夕張市のように公共の施設が多大な経費で維持できずに利用できなくなるから、今の内に手当をするのだという本音の話をなぜできないのですか。建前ばかり話してみても誰も納得しません。料金の値上げ等相手に痛みを押しつける話をするときは建前で話しをしてはいけません。行革、行革といって値上げを押しつけるのであれば、貴方も「私たちの給料もこれだけ下げていますので、皆さんも相応の負担をお願いします」というぐらいの話ができれば人は納得しません。6月15日からこの値上げの問題について説明をしてきているということですが、他の各地域の意見がどんなものか参考のため必要ですので、資料にしたいと思います。

○今村会長

どうぞ。

○佐藤行政改革推進課長

説明の中で至らない点があったようで申し訳ありません。この度の使用料についても含めまして、行政改革における大きな問題として、一市七町が合併して7年が経ちますが、合併の効果として捉えられますひとつに地方交付税があります。旧市町で受け取っていた地方交付税が特例により平成26年度までは従前のまま交付されることになっておりまして、その額は189億円となります。これが平成27年度以降毎年2割ずつ削減されまして、平成32年には39億円削減され、150億円になります。財政環境が大変厳しくなることが予測されています。これに対応するべく、合併後様々なリストラを行ってまいりました。職員の削減をはじめ、保育料の統一化、上下水道料金の統一化等行政のあらゆる分野で、27年度からの交付税削減に向けた取り組みをしております。そういった大きな背景のなかで公の施設の利用料見直しというのも含まれております。ただし、市民の皆様にとって大きく現状から乖離することを避ける配慮を検討した上で、本日説明させていただいたところです。今日いただいた意見を含めまして、これから各地域に伺ってみたいの意見を集約し、できることについては対応しなければならいと捉えておりますので、我々の削減策にもご理解をいただきながら進め方について検討して参りますのでよろしくお願いいたします。

○今村会長

まだまだご意見等あろうかと思いますが、これまで以上の負担はかけないような配慮もあるということです。これまで無料で使用していた団体が利用料を負担しなければならなくなるというケースが問題になると思います。おそらく本庁担当のほうでも西目地域ではどんな団体がどのような活動をしているかまでは把握されていないと思いますし、この団体は今まで無料であったのがこれからは料金がかかるようになるということがはっきりしないと、なかなか結論がでないのではないかと思います。いかがでしょうか？

D委員どうぞ。

○D委員

4月からの変更ということですのでまだ数ヶ月先のことですが、もう決定したことなのか、あるいは検討の余地があるのですか？

○佐藤行政改革推進課長

使用料見直しの検討の結果についての説明をさせていただいたのでございます。原則的なところはお願いしてご理解いただかなくてはいけませんが、ご意見が団体の減免措置についてどうするかについて集約されるようですが、この点につきましては所管課とどういった工夫ができるかをこれから検討させていただきます。

○D委員

現在どんな団体が公共施設を無料で使用しているかといった利用状況は西目教育学習課ですぐに調べられると思います。その情報を得て、どの団体は従来どおり無料のままであるとか、この団体はこういった理由で有料になるといった報告をいただきたいと思います。

○E委員

よろしいですか。

○今村会長

E委員どうぞ。

○E委員

このような発言を申し訳なくと思いますが、由利橋の工事を見ますと、あのような大がかりな事業は立派な仮橋までつくって沢山のお金をかけて行われています。対して地域のささやかな団体からまで利用料を徴収するということに怒りを感じてしまいます。こういった感情も酌み取った対応をお願いしたいです。

○今村会長

要望ですね。回答がありましたらどうぞ。

○佐藤行政改革推進課長

ご意見を持ち帰らせていただいて、先程申し上げたとおり所管課ともどのような工夫ができるかを検討したいと思います。私どももそのような事情を気にしながら進めて参りたいと思います。

○今村会長

よろしいですか。外にございませんか。H委員どうぞ。

○H委員

先程から色々説明をいただきましたが、協議会の一委員としての意見ですが、私としてはこの度の件はとて承できません。

○今村会長

I委員どうぞ。

○I委員

利用する人、利用しない人の双方の意見を聞いていただきたいと思います。また西目地区の社会教育団体サークルの活動内容や活動時間の名簿(西目公民館発行:学級・講座のご案内)があります。少なくともそのサークルだけでも無料にしていきたいと思います。仲間を増やしたい、活動を続けたいというこれらのサークルに公共の場を使えるように努力していただきたいと思います。

○今村会長

どうぞ。

○佐藤行政改革推進課長

ご意見として持ち帰らせていただきます。

○今村会長

この案件が地域協議会に出されるのは西目地域協議会が最初でしょうか。外の地域の反応はどのようなものでしょうか？

○佐藤行政改革推進課長

大内地域において先に行っております。その場におきましてもいろいろと厳しいご意見もあったという報告を受けております。

○今村会長

わかりました。B委員どうぞ

○B委員

負担の公平性を図るというのはわかります。先程からの説明で市町合併後いろいろと統一化をはかってきたということでしたが、費用対効果を求めるあまり、利用率の低下を招かないようにしていただきたいと思います。また市議会議員の反応はどのようなものでしたか。

○今村会長

どうぞ。

○佐藤行政改革推進課長

議会に対する説明のなかでは、地域のみなさん、利用者団体のみなさんへの説明を行うようにとの意見がありまして、こうして地域協議会で説明の機会をいただきました。利用者団体にも施設毎に説明会を設けて意見交換等に取り組んでいくところでございます。

○B委員

利用者団体への説明に再度来ないといけないのではないですか。

○佐藤行政改革推進課長

ご意見として承らせていただきます。

○今村会長

次の案件もございますので、この問題につきましては以上で終わりにしたいと思います。ここでの意見について今後よろしくご検討お願いいたします。

ここで説明をいただきました本庁の皆様が退席いたします。ありがとうございました。大分時間も経過しておりますが、大事な案件も残っておりますのでこのまま継続いたしますが、よろしいですね。

【会場から「よし」の声有り】

それでは次の案件「幼稚園バスの有料化について」説明をお願いします。

○菊地総合支所長

遅い時間となりまして、事務局といたしまして時間の配分の見込みを誤ったようです。申し訳ありません。最後の案件ですのでどうぞ宜しくお願いいたします。

教育学習課長の説明の前に私から少し説明させていただきたいと思います。先程佐藤課長からも説明がありましたが、市の財政が厳しい状況にあります。このこともありまして様々な面での見直しが必要となった状況にあります。幼稚園バスにつきましても公の施設と同じように、これまで教育委員会内部では何度か検討されてきました。ただし議題としてあがることなく今日に至るわけですが、課題をこのまま先延ばしにしておけないことから本日案件としてあげさせていただきました。説明資料にもありますが、市町合併後7年度目になりますが、バスを利用する方、しない方がおりますし、バスを持たない地域もあります。合併後の地域の一体性を考えるとき、西目地域だけでなく市全体を考えなくてはならないと認識しております。「幼稚園バスの有料化」というように謳ってはおりますが、まずは幼稚園バスを利用しているみなさんの負担について意見を聞くところから始めたいと思います。今後教育委員会でも議論いたしまして方向性が示されます。その前段として委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○今村会長

追加の説明をお願いします。

○田仲教育学習課長

教育学習課から説明いたします。予め資料を配布しておりますので、資料の内容についての詳しい説明は省略させていただきますのでご了承願います。

この件の趣旨につきましては、先程支所長もご説明申し上げましたとおり。公の施設の使用料の見直しと大凡同じところがございます。

幼稚園の沿革からお話ししますと、昭和29年11月1日、5歳児を対象とする村立保育所が設立されました。これが現在の幼稚園の前身であります。バスに関連する事項につきましては昭和44年4月8日に2年

保育が実施され、4歳児の一部が羽後交通バスによる通園を開始しました。1年程この状況が続きましたが、昭和45年10月幼稚園バスを導入し、4歳児は全員バスにより通園することとなりました。平成9年には3年保育がはじまりました。3歳、4歳児はバスの利用が可能でしたが、5歳児は家族の送迎、徒歩による通園をしていました。平成13年6月に大阪の池田小学校の事件を契機に安全のため5歳児も8月27日、2学期から降園時にバスを利用することになりました。そして現在に至ります。次に在園児数についてですが、平成22年度まで殆ど変わりなく横這いの状態です。最近、住民登録は地域内ですが、地域外の幼稚園に通園している場合があります。今年度3歳児が若干少ないですが、住民登録は地域内ですが、5名ほど地域外の保育園もしくは幼稚園に通園しています。義務教育ではございませんので、両親の仕事の都合などで柔軟な取り扱いとなっています。続いて資料の2ページをご覧ください。バスの利用者の状況ですが、申請にもとづいて登録した人数をあげております。またバスに係る経費をまとめてあります。これをもとに利用者1人あたりにかかる経費を計算したものについても記載してあります。これは往復の利用をしている人数から計算したものになります。片道しか利用しない園生もおりますので、それらを考慮しても計算してみました。例えば平成20年度ですと往復利用者が58名、片道利用者が46名ですので、計162名になります。これで平成20年度の諸経費を割りますと片道1,480円となります。平成21年度は979円になりました。平成19年から22年の平均をとりましたら往復で3,317円になりました。片道の平均をとりましたら1,195円となりました。資料の最後は外の保育園、幼稚園の状況をまとめたものです。結果としてバスを無料で運行している園はなく、補助を受けている園もありませんでした。無料送迎しているのは西目地域のみということになります。以上資料に基づいて説明いたしました。数値については有料化に向けて検討する上での参考として捉えていただきたいと思います。これまで個々に直接いただいた意見もありましたが、地域協議会委員としてのご意見を皆様からいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○今村会長

ありがとうございました。説明も終わったようです。いろいろ質問もあろうかと思いますが、委員の皆様の意見を聞きたいということですので、ご意見を中心にお願いをしたいと思います。

J委員どうぞ。

○J委員

合併して7年ということですが、合併して良かったという声を聞いたことがあまりありません。この前は水道料の値上げがありましたし、今度は幼稚園バスの有料化ということですが、合併してますます悪くなるように思います。私は賛成できません。有料化となると家族の負担が増えます。少子高齢化といわれる昨今、子育て支援ということも言われているのに、この有料化は反対です。

○今村会長

ありがとうございました。G委員どうぞ。

○G委員

意見を言わせていただきます。回答はいりません。

前提が違ってきます。保育園と幼稚園では主体が違うでしょう。違うものを公平に扱うということ自体間違っていると思います。それに今から2年前のことでしたが、私が地域協議会委員の委嘱をうけて初めに教育関係の予算について足りるのかと質問したことがありました。当時の課長の回答が教育に関する予算は十分であるというものでした。それが今のこの状況です。支所長からも話がありましたが、お金が足りないからこのようになったわけでしょう。そうしますと当時の課長の教育に関する予算は十分であるという回答はなんであったのかと思います。それから外の地域は西目とは条件が異なります。ここにお集まりの委員の大半の方々はおそらく西目以外の地域に住んだことや、勤務した経験がないのではないかと思います。西目は一周するのに30分程度です。鳥海町なんかは1時間以上かかります。幼稚園バスを有料化するのであれば、スクールバスはどうなのですか。スクールバスは無料で乗せているのでしょうか。西目地域はスクールバ

スではなく幼稚園バスを運行していますが、外の地域はスクールバスを利用させています。違うものを一緒にしたのと同じ次元の話ではないですか。明確に反対します。私の家では保育園に通う孫がおりますが、西目保育園では送迎しないでしょう。なぜ幼稚園バスの話に保育園を出してくるのか理解できません。そういったところからきちんと検討してみてください。

○今村会長

E委員どうぞ。

○E委員

私も有料化には反対です。この頃は職を失っている親もいて経済的負担になりますし、家族が送迎する場合も負担になりますし運転免許のない祖父母もいます。少子化問題について言われている最中、経済的、時間的な負担を増やすようなことには反対いたします。

○今村会長

ただ今三人の委員の方からご意見がありましたが、外にございませんか？

K委員どうぞ。

○K委員

簡単に質問させてください。西目幼稚園で家族が送迎している園児はどのくらいいるのか教えてください。

私も有料化反対の立場ですが、なぜ西目町は今まで個人から料金を徴収しなかったのか、財政的なことももちろんあったと思いますが、子供を安心して通園させられるということになるからだと思います。安心して住める、住みやすい地域であり続けるようお願いしたいと思います。

○今村会長

ありがとうございました。

質問に対する回答をお願いします。

○石垣幼稚園長

西目幼稚園の石垣です。バスの利用状況についてお答えします。午前7時から午後7時までの預かり保育の園児約100人は家族による送迎ですので、バスは利用しません。利用している園児は1回目の便が22名、2回目の便が22名、3回目の便が12名で、この後の便が25名となっております。4回の便で運行しています。

○今村会長

委員の皆様からの意見は大体出尽くしたと思いますが、外にはございませんか？

I委員どうぞ。

○I委員

たしか大内地区と由利地区にも公立幼稚園があったはずですが、資料には無いようですが、公立幼稚園は無くなったということですか？

○石垣幼稚園長

そうです。(県内中央地区では)秋大附属幼稚園と西目幼稚園だけになります。

○I委員

そうしますと外の地域では公立では幼稚園が無くなって、保育園だけになったということですか。

保育園だから送迎はしていないということなののでしょうか。

○田仲教育学習課長

資料にもありますとおり、ゆり保育園では平成21年度から有料化になりましたが、前から通園バスはありました。

○I委員

幼稚園の送迎バスの様子を見ておりますと、子供達のコミュニケーションを大変微笑ましく感じております。これからもあの風景があってほしいと思っております。よろしくお願いします。

○今村会長

ありがとうございます。B委員どうぞ。

○B委員

地域協議会で反対意見が多数となった場合、無料のまま現状維持できるのですか？

○菊地支所長

由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例には市の施策に関する事項について地域協議会の意見を聴かなければならないことや、これにより必要なときは適切な措置を講ずるといった規定もございます。ただし、この場で明確なお答えはできませんが、地域協議会で協議された内容は報告いたしますので、教育委員会でもこれを受けて検討することになります。

○B委員

最終的には市議会議員の判断に委ねられるということですね。

○今村会長

大方の委員の皆様の意見は、これまで発言された委員の皆様が代弁してくれたことと思います。ただ今のご意見を最大限考慮しながら、再考いただければと思います。

○菊地支所長

本日の協議内容につきましては教育委員会へも報告いたしますので、ご理解をお願いいたします。

○今村会長

大変貴重なご意見を委員の皆様から聞くことができまして、とても良かったと思います。

○菊地支所長

よろしいでしょうか。

町内会長様方にはお伝えしておりますが、由利組合総合病院の再来受付システムが西目総合支所に設置されることが決まりました。運用開始予定は12月からになりますが、場所は西目総合支所の以前ATMがあった所になります。こちらで受付しますと、病院で受付を済ませたことになります。こういった仕組みが今年度から始まることをご報告いたします。

○今村会長

時間も遅くなりましたが、長時間にわたり委員の皆様からは沢山熱心なご意見をいただきまして大変良かったです。以上で第1回西目地域協議会を閉会したいと想います。皆様大変おつかれさまでした。

【閉会午後6時00分】

